

# 難民 Refugees

Number

# 25

2003年第2号

UNHCR  
ニュース

United Nations  
High Commissioner  
for Refugees



Operation Report

アンゴラ

## 平和の定着と 帰還

Interview

UNHCR高等弁務官補

カマル・モジャーニに  
聞く

World Refugee  
Day



20 June

6月20日は  
国連「難民の日」。  
今年のテーマは  
「難民の青少年  
未来をつくる」  
です。



UNHCR

国連難民高等弁務官事務所

# Contents

	Operation Report
3	<b>アンゴラ 平和の定着と 帰還</b> 人々の希望がアンゴラを 廃墟から建て直す
	Interview
5	UNHCR 高等弁務官補 <b>カマル・モジャー</b>
	Partnership in Action
8	ソマリアからの1通の手紙
	Domestic Asylum in Japan
9	難民への扉の鍵 支援現場から
10	難民法 第5回
11	日本の難民保護 第8回
	Staff Profile
12	私とUNHCR 第5回
	From "Refugees" Magazine
13	数字で見る難民の世界
	Focus on Africa
14	難民と避難民 NEPADへの挑戦
	eセンターから
16	人道援助職員のための 「緊急時における安全管理 ワークショップ」を開催
17	HCR 協会から
	Information
18	「難民問題ワークショップ」開催 真如苑から1,300万円の寄付
	Special Report
19	夢に向かって 女子生徒の“期待の星”
20	日本の歴史と庇護

**難民**  
 Refugees  
 Number 25  
 2003年第2号



表紙写真  
 過去の記録写真から

メイン(モノクロ)ルワンダ難民は、逃れた先の旧ザイール(コンゴ民主共和国)での内戦のために、国境付近の難民キャンプを追われ、その後、内陸部のキサンガニに逃れた。  
 1996年 UNHCR/R. Chalasani

上 2003年2月28日のUNHCR国会議員連盟総会で発言する緒方貞子前国連難民高等弁務官(中央)。左は、森喜朗議連会長、右は達沢一郎議連事務局長。

下 2002年6月から、コンゴ民主共和国難民のためのカラ・キャンプの運営に携っている斉藤香織フィールド担当官(UNHCRカワンプア支所、ザンビア)。

## Message from the Editor

アフリカにあるスーダン難民とソマリア難民のキャンプ、そしてソマリアを訪れました。多くのスーダン難民はまだ安全に祖国へ戻る事ができていません。ソマリアでは一部の地域で紛争がおさまりつつあり、難民の帰還が進んでいます。NGOによるジブチからの報告でもわかるように、ソマリアの周辺諸国では、難民の帰還に伴いキャンプが縮小しているところもあります。

長年、情勢が不安定であったアンゴラでも、和平合意から一年が経ち、難民や国内避難民の帰還が本格化し、復興に向けた新たな取り組みが始まっている様子が報告されています。

一方、コートジボワールなど内戦の激化が伝えられる地域もあり、まだ多くの難題が残されています。アフリカ大陸全体の情勢の安定化と平和の持続には、国際社会の継続的な支援が不可欠です。UNHCRのモジャー高等弁務官補が述べているように、アフリカに対し、物的・技術的・人的に多大な貢献をしてきた日本は、その中心的な役割を果たせる存在といえるでしょう。  
 (UNHCR東京事務所 広報官 箱崎)

掲載記事の転載をご希望の方は、事前に下記のUNHCR広報室にご相談下さい。なお、転載の際には、記事の全文掲載をお願いしております。

**お知らせ**  
 UNHCR東京事務所はホームページを開設しています。ぜひご活用下さい。資料紹介もあり、ホームページから電子メールでのお申し込みも可能です。  
<http://www.unhcr.or.jp>

**資料に関するお問い合わせ先**  
 UNHCR(ユー・エヌ・エイチ・シー・アール)  
 東京事務所 広報室  
 〒150-0001  
 東京都渋谷区神宮前5-53-70  
 UNハウス(国連大学ビル)6階  
 TEL 03-3499-2310(広報室直通)  
 FAX 03-3499-2273

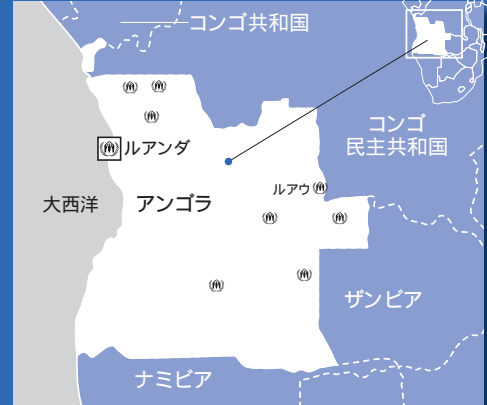
**その他のお問い合わせ先**  
 TEL 03-3499-2011(代表)

UNHCRニュース  
**「難民 Refugees」**No.25 2003年5月  
 発行人 カシディス・ロチャナゴン  
 編集 浅羽俊一郎、箱崎律香、大川宝作  
 野中聖子、目沢寿美子  
 デザイン 鈴木俊秀  
 制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。ご寄付は郵便振替にてお願いいたします。  
 口座番号 00140-6-569575  
 加入者名 HCR協会  
 (手数料加入者負担)

# アンゴラ 平和の定着と帰還

# Angola



アンゴラ 人口約1300万人の石油とダイヤモンドの産出国。1975年にポルトガルから独立したが、「アンゴラ解放人民戦線」(MPLA)と「アンゴラ全面独立民族同盟」(UNITA)の対立が長年続いた。94年、国連の仲裁で和平が成立したが、UNITAの武装解除がうまく進まなかった。2002年2月のUNITAの指導者ザビンビ議長の戦死により、和平機運が高まり、4月4日に停戦協定が調印された。しかし、5万人近いUNITAの兵士の社会復帰、約500万人の難民・国内避難民の帰還、内戦時に埋められた地雷の除去が大きな課題として残っている。

帰還民たちは、一時受け入れセンターができるまでの間、駅の建物に収容された。モヒコ州のルアウ。  
©Arturo Silva

## 人々の希望が アンゴラを廃墟から 建て直す

アンゴラは、常に不安定で突然、変化に見舞われてきた国です。平和ですら予期せぬうちに訪れ、人々の暮らしを一変し、新たな希望や将来への展望をもたらしました。今日(4月4日)は、和平合意の調印から1周年、アンゴラの人々は国中で「包括的な和平」のお祝いの行事を行っています。これまでに

にも「和平」が約束されたことは何度かありますが、今回はいつもと違い特別で、平和が続いていると人々は言います。2002年4月以降、アンゴラの政治情勢には重要な動きがありました。政府と反政府勢力「アンゴラ全面独立民族同盟(UNITA)」は了解覚書に調印し、全政党間の政治的な議論やUNITAの武装解除、さらには復興プロジェクトがスタートし、国内避難民や難民の帰還と再定着が始まりました。

これを機に、人道援助機関は約30年間、立ち入ることができなかった地域にも入れるようになりました。しかし、そうした地域の窮状は、予想をはるかに超えていました。多くの人がほぼ飢餓状態にあるという悲惨で絶望的な世界を明るみに出しました。また、人々は生まれ育った森の中にいて、戦争が終わったことさえ知りませんでした。アンゴラ政府は、2002年4月以降、こうした問題に取り組み続けていま

す。実際、政府と人道援助団体は、平和を確かなものにしようと基盤作りに奮闘してきました。なにしろ30年以上続いた内戦で何もかもが破壊されていたため、その任務は大変なものでした。400万人が国内避難民に、少なくとも100万人が犠牲になりました。インフラや社会生活を営む手段は破



UNHCR アンゴラ・ルアンダ事務所  
駐在代表エグゼクティブ・アシスタント兼広報官

### ルチア・テオリエ

#### Profile

イタリア国籍。大学で政治学と国際法を専攻した後、平和維持・安全保障学の修士号取得。専門分野は国際難民法。98～99年にUNHCRでインターンをした後、イタリアのNGOに参加し、コソボ紛争期にアルバニアにあったキャンプで活動した。大学で国際関係、国際人権法の教鞭をとったこともある。2002年5月より国連ボランティア計画(UNV)に参加し、UNHCRに派遣され現在に至る。アンゴラ難民の帰還を計画・準備している。



国内避難民、元UNITAの戦闘員の家族たち。モヒコ州 © Arturo Silva

壊され、50万人が難民となって国外へ逃れ、国内には広大な地域に大量の地雷が残されました。

## 帰還への準備

現在、アンゴラ国内では人の移動が激しくなっています。170万人以上の国内避難民が故郷に帰ったと推計され、近隣諸国から、その多くが20年以上におよぶ難民生活を送って来た人々の帰還も進んでいます。UNITAの元兵士たちは武器を捨て、故郷で家族との暮らしを立て直そうとしています。このまま事態が改善されてゆけば帰還の条件が整うと、アンゴラ政府とUNHCRは、2003年6月からの組織的な帰還の開始を合意しました。もちろんそれを待たず、昨年以來すでに12万人以上が自力で帰還したと推測しています。

「アンゴラに平和が戻ったのだから、待ってられない。どうせ生活が苦しいなら、故郷で苦しい思いをしたほうがいい。私たちはこの瞬間を気が遠くなるほど長い間待っていたのです」と人々は語ります。様々な挑戦や制約が予想される中、2002年、UNHCRは安全で尊厳ある帰還を実現する環境の整備を始めました。アンゴラには復興が必要です。30年におよぶ内戦で、特に難民が帰還する国境地帯にはインフラが一切残っていません。ほとんどが地雷の敷設や橋の破壊、道路の欠如など、アクセスすらできない場所です。

UNHCRは、国境地帯全域に事務所を開いてきましたが、市民と同様の問題に直面してきました。通信手段や事務所を再建するための建材がなく、水や食糧も不足していました。それでも、帰還民が増加した8月から9月頃には、現場でのモニタリングや帰還民の登録、基本的な支援物資の配給などを行いました。また、インフラの復旧作業が始まり、UNHCRの援助事業実施パートナーは、屋根らしきものが残された廃屋が3軒見えるだけのような、スイスの面積と同じ大きさの自治体で学校や病院、給水施設を再建しています。このような活動は決して十分ではありませんが、状況は少しずつ改善しつつあります。

こうした事業が資金不足に陥らず、計画した事業を全て実施するためには、拠出国の支援が不可欠です。これは安全かつ尊厳のある帰還を実現するのみならず、再定着を促進するうえでも重要です。日本政府をはじめ国際社会が資金拠出

を考えている地雷除去や基本的な行政サービスの復旧は、人々の生活を正常化するための基盤作りとなり、平和を一段と確かなものにする前提条件です。

前述の通り、今年6月には組織的な帰還が開始される予定です。そのための準備が、アンゴラ政府、庇護国、そしてUNHCRによって調印された合意の元に構成された三者委員会で話し合われています。アンゴラ政府代表は、近隣諸国の難民キャンプを訪れ、難民たちの話を聞いたり、アンゴラ国内の一般的な状況や問題点を説明しながら、帰還して母国の再建に参加するよう促しています。長期にわたって、難民として暮らしてきた人々が、故郷に帰り家族を捜せると知った時の表情は感動的なものでした。中には、「これまで帰還してもすぐに平和が崩れて再び避難を強いられる経験を3回もしたため、今回の和平プロセスも信頼できない。戦争の再燃を危惧する」と帰還に消極的な難民もいました。けれどもアンゴラにいる人々は、今回の平和は「本物だ」という確信もっています。

## 楽ではないが希望に溢れる帰還民たち

すでに帰還した人々は、様々な問題や制約に直面しています。けれどもアンゴラの人々は強い精神力で、何とか生活を正常化させようと奮闘しています。ほとんど何も残っていない地域では、帰還民は、UNHCRから支給された基本的な救援物資で家を立て、毎朝、畑仕事や魚釣りにでかけます。UNHCRが再建した学校では子どもたちが学び、病院では医療チームが毎日、何百人もの人々を援助しています。しかし、やるべきことはまだ沢山あります。僻地の住民は、最寄りの診療所に行くにも数時間歩かねばならず、川から汲んできた水を飲み、地雷のために十分な農業活動もできません。庇護国で生まれ育った難民の子どもたちは、ポルトガル語を話せないため、家族は学校の勉強についていけないかどうか心配しています。そうした子どものためには特別コースを設け、もっと多くの学校を再建する予定です。ザンビア、コンゴ民主共和国、ナミビアのアンゴラ難民キャンプを訪れると、元気に走り回る子どもたちが大勢いることに驚くでしょう。

難民は、故郷に残してきた家族を探すために帰還していません。単身となった女性や子どもは、武装勢力と戦っていたり、国内避難民となっていた夫や両親を捜しています。課題や困難は多いものの、この国と国民には希望が溢れています。



帰還民の子どもたち、モヒコ州。© Arturo Silva

それは、何年も捜し続けている家族の名前をテレビやラジオで流してもらうために、長い列を作って順番を待つ人々のなかにも見い出せます。彼らの目に宿る希望は、UNHCRが実現しようとしていること、そしてアンゴラ政府が人道機関、国際社会、そして国民の支援の下に行おうとしている平和への取り組みは有効であり、この国を廃墟から建て直せるだろう、と確信させてくれます。

# Interview

聞き手  
UNHCR本部 高等弁務官補  
エグゼクティブ・アシスタント

アラファト・ジャマール

UNHCR本部アフリカ局  
情報調査担当官

あまのりか  
天野里香

UNHCR高等弁務官補

## カマル・モジャーン

### 1 | 2003年のUNHCRの 重点課題は？

これまでに引き続き、緊急事態に十分対応できるような態勢作りと、長期化した難民問題を恒久的に解決する機会を活かす努力をしていきます。今年になってから、イラク危機によって生じる人道緊急事態に対応するために、態勢を維持する一方で、同時にコートジボワールなど世界各地で続いている危機にも対処してきました。UNHCRは、難民問題を解決するために多くのイニシアティブを展開しています。最近のものは、「コンベンション・プラス<sup>※1</sup>(Convention Plus)」と呼ばれるイニシアティブで、難民問題に対する国際社会の対応を一層信頼に足る効果的なものにすると同時に、より公平な責任分担の実現をめざしています。具体的には、大量難民の発生に対する包括的な行動計画、難民と帰還民の自立促進を目的とする開発援助、さらに難民の第三国定住を可能にする多角的な関与などについて特別な合意や多国間の取り決めを結び、それを推進するというイニシアティブです。ですから、大量の難民を生み出すと同時に、難民を極めて寛容に庇護してきたアフリカ諸国に、時間をかけて資源を引き続き投入していく計画です。

### 2 | 現在のアフリカの 難民状況は？

2002年は、いいことも悪いこともありました。一部の地域、特にシエラレオネとアンゴラ、さらにスーダン、ブルンジ、コンゴ民主共和国では平和への取り組みが進められ、長期におよんだ難民問題の解決に期待が高まりました。ケニアでも、最近の選挙の結果発足した新政府が、難民をキャンプに押し込めてきた過去の政策を緩和しました。ところがリベリア、コートジボワール、中央アフリカ

共和国などでは、紛争が続いたり、新たな紛争が起きたりして、明るい見通しが打ち砕かれ、新たな避難民さえ生まれています。UNHCRが特に懸念しているのは、コートジボワールの危機的な情勢です。

この国は最近まで10万人をこえる難民と数百万人の移民を受け入れていた、安定した寛容な庇護国でした。ところが2002年9月、憎しみによる武力衝突が起こり、約3万5000人が近隣諸国に流出。コートジボワールにいた約4万人のリベリア難民は緊急にリベリアに帰還せざるを得ませんでした。UNHCRはこうした避難民の援助を行ってきました。

私たちは、国際社会の関心がすぐにアフリカから離れてしまうことを痛いほど感じています。しかし世界の他地域で危機が起きたことによって、アフリカのようにあまり注目されない地域での事業に援助資源が回らなくなるとは困ります。世界全体を対象に任務を負う機関として、UNHCRはそういう事態が起きないよう最善を尽くしています。

### 3 | アフリカの難民問題にはどう対処すべきか。また、どのような解決策がありうるか？

他の地域と同様、まず第1にアフリカでもUNHCRは国際的な保護と援助を提供し、暫定的なあるいは恒久的な解決を押し進め、それぞれの難民問題の根本的解決に取り組むための援助を実施する、という方針を最優先にしています。

その手段ですが、保護に関しては色々行っています。難民の登録の強化や人



国際社会の関心が、すぐにアフリカから離れてしまうことを痛いほど感じています。



UNHCRのアフリカ難民援助に対して世界第2位の拠出をしている日本の貢献は、深い関心があるという強いメッセージです。

数の再確認もその一つです。ギニアとザンビアでは、デジタルカメラで撮った写真付きの身分証明書を難民に発行しています。ブルンジでは、独自の難民認定、登録、文書の管理を行った結果、難民女性の特別なニーズが確認され、適切な保護と援助が提供できるようになりました。元戦闘員を一般市民である難民から引き離すことも保護をする上での重大な仕事です。難民状況の一般市民としての性格と人道的性格を維持・保障するためです。コンゴ民主共和国内では、「国連PKO局」や「国連コンゴ民主共和国ミッション」と協力して、2001年に、中央アフリカを逃れてきた元戦闘員向けに特別なキャンプを造りました。

緊急事態の段階を過ぎたら、難民の自助力や潜在的な活力に目を向けることが重要です。難民は、ほとんどが貧しい国である庇護国で、社会の負担になるのではなく社会の発展に貢献できるのです。

この認識を基に、UNHCRはルベルス難民高等弁務官の新しく提唱するDLI (Development through Local Integration 庇護国での現地定住による開発) と呼ぶアプローチをアフリカで実施してきました。UNHCRは、特にウガンダにいるスーダン難民(自立戦略)やザンビアにいるアンゴラ難民(ザンビア・イニシアティブ)のように長期化している難民



ギニアにいるシエラレオネ難民。多くは1998年に難民となって逃れてきた。女性と子どもが3分の2を占めている。UNHCR/L. Jackson

問題に対して自立を促進する活動を行っています。DLIをさらに全体的で問題解決型に発展させた概念が、同じく高等弁務官の4Rsアプローチです。4Rsとは、難民の緊急救援・援助活動から開発への移行（帰還 Repatriation、再定住 Reintegration、復興 Rehabilitation、そして再建 Reconstruction）、すなわち、難民の援助活動から始めて開発援助までを継ぎ目なく確実に行うことと関連しています。試験的プロジェクトが、すでにエリトリアとシエラレオネにおいて実施されています。

DLIに自主帰還（より好ましい難民問題の解決策と考えられている）と限定的な第三国定住を組みあわせれば、難民の存在は負担ではなく、機会さえ与えれば彼らも庇護国のために貢献できると認識され、国際的な難民保護気運の強化につながるでしょう。

そのうえで、難民問題が長期化する背景には政治的な要因があると言いたいです。したがって解決策も、政治の領域で探る必要があります。一方UNHCRは、引き続き難民問題の根本原因に対処しなければなりません。たとえば、2000年9月のミレニアムサミットにおいてコフィ・アナン国連事務総長が「ミレニアム開発目標」について語ったように、「恐怖か

らの自由」と「欠乏からの自由」という二つのゴールを、UNHCRはアフリカの政府、その国民そして国際社会とともに追求していく必要があるのです。

#### 4 アフリカ難民の問題を改善するうえで日本に期待されるのは？ 2003年、UNHCRと日本はどのように協力していくのか？

今年1月の時もそうですが、日本を訪れる度に、そのアフリカに対する真剣な姿勢、そしてアフリカの問題についてUNHCRと共に恒久的解決策を探ろう、という決意を強く感じてきました。UNHCRの事業全体、さらにUNHCRのアフリカでの援助事業に対して世界第2の大規模抛出国である日本の貢献は、日本がアフリカの難民に関心を寄せているという強いメッセージです。アフリカにおける紛争予防と解決策を支援する「アフリカ連合（AU）その前身のアフリカ統一機構（OAU）」の平和基金に、日本が以前から貢献してきたことも、高く評価されています。私たちとJICA（国際協力事業団）との協力はその模範であり、UNHCRはそのパートナーシップを強化したいと考えています。

日本には大量の物的・技術的・人的資源がありますから、アフリカに提供すべ

きものは、とりわけ平和構築と恒久的解決の分野に多くあります。日本が「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」（14頁参照）G8（先進8か国）「アフリカ行動計画」を支援していることにも注目しています。日本の支援は、アフリカの開発を世界的な課題として扱うことを訴え、戦略的かつ実践的な枠組みである東京「アフリカ開発会議（TICAD）」を主催していることにも示されています。

難民が、庇護（受け入れられた）社会で、また帰還後は自らの故郷で、その生産的な一員となるようエンパワーメント（一人ひとりに内在する能力を引き出し、それによって自分の抱える問題を考えられるようにすること）を行い、アフリカの開発に難民を参加させるよう訴え、さらに平和構築・紛争予防活動を支援する一方で、大量の難民の庇護国をはじめとして援助活動を戦争被災民に拡大する上でも、日本は大きな役割を果たせるでしょう。

2002年8月、川口順子外務大臣が述べた「現場志向、人間重視の対アフリカ協力」という日本のアプローチは、前向きな結果をもたらすと私は信じています。具体的には、日本のNGOやボランティアに、アフリカ難民に必要な保護や援助を提供する活動に積極的に関わっていただけよう勧めたいです。川口外相によれば、約2300人の「青年海外協力隊員（JOCV）」のうち3人に1人がアフリカ諸国で活動しているということでした。難民問題が続いている時、あるいは紛争後の再定着の段階で、青年海外協力隊員たちが得てきた専門知識や技能を活かせる機会が多いはずで

さて、「UNHCR国会議員連盟」の支援については私自身よく知っていますが、励まされていますが、たとえば

UNHCRとの協力関係を強化すべきと考えています。メンバーの議員の方々には、アフリカを訪問して、ご自分の目で直接アフリカ大陸の難民問題を見ていただきたいと思います。また、国会議員を対象にワークショップを開いて、難民問題への関心を高め、話し合いのきっかけを作るようなこともできるでしょう。こうした場で、日本の第三国定住受け入れもテーマに含めて、公平な責任分担を実現するための多国間アプローチを話し合うこともできるでしょう。

### 5 | 「第3回 アフリカ開発会議 (TICADⅢ<sup>注2</sup>)」の意義は？

10年目を迎えるTICADは、アフリカの指導者たちとパートナーとの間での政策対話を促し、アフリカの開発に向けて各国からの支援を促すことに貢献してきました。UNHCRにとって、TICADは人道問題と社会経済的な開発問題の双方に対応する統合的アプローチと計画を練る枠組みを提供してきました。TICADがアジェンダ(議題)として掲げる平和と安全保障の中に、難民問題が明示されていることは、私たちにとって励みにもなります。難民と国内避難民の帰還と再定着は、平和を構築するうえで欠かせない要因だからです。TICADは大量の難民を受け入れたために生じる経済的・社会的影響を考慮し、UNHCRが一国あるいは一地域の開発計画や事業の中に難民のニーズを織り込むよう提唱し、こうした活動への資金調達をできるようにしました。紛争後は、UNHCRの4RsアプローチによってTICADの枠組の中で、人道援助機関と開発機関、そして資金を一体化できるでしょう。

日本政府とUNHCRは、アフリカの難民問題の一部は、TICADやNEPADさらにはG8「アフリカ行動計画」といった開発イニシアチブを通じて解決する必要があるとの共通認識を持っていると思います。だからこそUNHCRとTICAD事務局は、この3月に開かれた第3回「TICAD準備会合」<sup>注3</sup>で、アフリカにおける紛争の根本原因を本格的に調べ、紛争の結果に対処すべきであるという認識で一致したのです。第3回TICADは、今年9月末に予定されていますが、その準備期間中の6月に、UNHCRは、同じ

く東京で「アフリカの難民問題に関するシンポジウム」を開催し、日本の一般市民にアフリカの難民問題をよりよく知ってもらう予定です。アフリカにおけるUNHCRの事業に、日本政府や民間からの一層の支援を求めることもその目的の一つです。

### 6 | 一般に日本では、アフリカは遙か<sup>はる</sup>彼方<sup>かなた</sup>の地と考えられている。アフリカの問題は日本とはあまり関係がないと感じている人もいます。これにはどう対処するのか。

アフリカと日本が、地理的にも、歴史的にも、さらに文化的にも遠く離れているのは事実です。それだからこそ一層、アフリカの問題に積極的に関わる日本人が多くいることに私は感銘を受けます。このように特筆すべき支援者がいるという事実は、狭い定義の国益をこえて物事を見ることができ、遠くの世界に人間のかつ献身的に手を差し伸べることができる日本人の積極性<sup>あかし</sup>の証です。

### 7 | 日本人一人ひとりが、あるいは日本人全体が、どのようにアフリカ難民を支援すればいいのか？ 日本人にアドバイス。

方法は沢山あります。日本人は、難民の現場で活動したり、援助金をアフリカ難民向けと指定したり、TICADなどの開催を通じて、すでに深く関わっています。何か効果的なことをしたいと思われ方には、ご自分で始められるよう私はお勧めしています。「難民化」という現象は、人種、信条、国籍に関係なく起きるものです。難民とは、人間の残忍性と政治の予測できない変化によって生まれるのです。20世紀には、大国の住民が難民となり、小国が寛容な庇護国となっていました。誰でも難民になる可能性があるのです。だからこそ庇護を

求め、享受する権利が、基本的な人権として普遍的に認識されているのです。

先進国の多くの人々はこのことを認識しておらず、外国人に対して危険で排斥的な心理に陥っています。これでは逆効果です。むしろ、何か効果的なことをしたいなら、一番良いのは、難民と庇護に関する自分自身の考えを問い直すことだと思うのです。そうすれば難民を助けるには多くの方法があることがわかるでしょう。たとえば、難民と触れ合って仕事をしたり、難民問題をもっと取り上げるよう自国の政府にロビー活動を展開したりすることもできます。あるいは難民の子どもの成長を支援する、友人と難民問題について話し合うといった個人的なレベルの活動もできます。一人ひとりの信念の強さ、そして能力や置かれた状況によって、様々な活動が考えうるのです。

注1：1951年の難民条約は現在もなお国際的保護の基本理念だが、複雑化する今日的な課題への対処には十分ではないという認識があるため、難民条約を補う特別な合意や多国間の取り決めを国際協力によって進めるという取り組み。

注2：日本政府が、国連アフリカ・最貧国特別調整室、国連開発計画(UNDP) アフリカのためのグローバル連合、世界銀行との共催で開催してきたアフリカの開発をテーマとする国際会議。日本は、TICAD I(第1回アフリカ開発会議)が開かれた1993年から10年にわたって、国際社会の関心をアフリカに呼び戻すべく、アフリカへの支援を行ってきた。特に、今秋の「TICADⅢ」開催までの1年間を「対アフリカ協力飛躍の年」としている。「TICADⅢ」は、アフリカの開発におけるアフリカ自身と国際社会のさらなる協力に向けて開催される予定。

注3：2003年3月3～4日アディスアベバで開かれた「第3回 TICAD準備会合」のこと。UNHCRはTICADの創設10周年宣言の草稿作りを支援している。



難民キャンプが反政府勢力から攻撃を受け、同じウガンダ国内の安全な場所に移動したスーダン難民。急きょビニールシートが配給された。UNHCR/S. Mann



難民に毛布を配布する筆者。

# ソマリアからの一通の手紙

AMDА ジブチ  
現地代表  
よしだ みき  
吉田美希



## 帰還してゆく難民と援助活動

1992年、米軍の介入によって世界の注目を浴びたソマリア。シアド・バーレ政権が崩壊し、深刻化する内戦を逃れてきたソマリア難民は70万人にも上り、一昨年のアフガニスタンや現在のイラクのようにメディアでも大きく取り上げられた。ブラウン管に写った、やせ細った難民を覚えている人もいるだろう。

「10年」という歳月とともに、ジブチにおけるソマリア難民キャンプは大きく姿を変えてきた。帰還計画の進展とともに、キャンプのいくつかは閉鎖され、多くの援助機関もジブチを去っていった。

すでに閉鎖されたキャンプでは、トイレ(穴を掘り、石を積み上げて壁を作ったもの)の壁や家の石壁が崩れ落ちており、以前そこにキャンプが存在したという形跡を残している。そして、井戸や一部の建物は、村民によって引き続き管理されている。

現在、アリスアビエ地区のアリアデとホルホルの2か所ですべて2万3000人の難民が生活している。キャンプはUNHCRによって統括され、援助の分野別に政府機関やNGO(非政府組織)が協力し運営している。ジブチ政府のONARS(難民・被災者支援庁)がキャンプ全般の管理や難民の登録、水の供給を、ユネスコPEERが教育、WFPが食糧配給、CERD(ジブチ研究センター)が環境とジェンダー、そして私たちAMDА(アムダ)は保健医療を担当している。

AMDАのクリニックでは、ネパール人やバングラデシュ人の医師をはじめ、約20名の難民ワーカー、さらに50名以上の難民がボランティアとして看護師や薬剤師、コミュニティ・ヘルス・ワーカーとして働いている。外来診療以外にも、母子健康管理や栄養不良児の補助給食プログラム、保健衛生教育、HIV/AIDS

予防キャンペーンなどを支援し、AMDАでは難民と周辺の村人の健康管理全般に携わっている。

もちろん、クリニックは日本の病院と同じように、様々なドラマに満ちている。赤ちゃんが産声をあげ、ケガをした少年や杖をついた老人が診察を待っている。しかし、時にコメディイのような場面にも遭遇する。

ある日、1人の女の子がクリニックに走って来て、父親が気を失って倒れているから、往診に来てほしいと求めた。テントに慌てて駆けつけると父親はベッドに横たわっていた。「どうしましたか。大丈夫ですか」と声をかけるが反応はない。診察を開始する。すると失神しているはずの父親が、目も開けずにスラスラと発言した。「気を失っているから、すぐにジブチの病院に移送してほしい」と。

4年間ジブチで勤務しているピスワス医師は、このような状況を何度も経験している。たとえばアリアデからジブチ市までは約120キロ。クリニックから正式にジブチ市内の病院に移送されれば、交通費や食費が支給されるため、あの手この手を使ってなんとか医師に訴えようとする患者が少なくない。重病と仮病を判断するのも、ここで働く医師にとっては重要な日課になっている。

## 役立てて欲しい保健医療の知識や技術

2003年、UNHCRはソマリア難民1万人の自主帰還を計画している。しかし、



AMDАのクリニックで診療にあたる医師。

キャンプ内での生活は、食糧、医療、教育が無料で提供され、このような環境に慣れてしまった人々にとって、祖国ソマリアは、たとえ情勢が安定しても、インフラや公共サービスが未発達のため、不便を感じるだろう。実際「祖国にやっと帰れるね。ソマリアに帰っても、元気でね」と手を振って別れた少年が、1か月後にやはりキャンプに帰って来た、という話も耳にする。

UNHCRなどの援助機関の意図とは裏腹に、10年におよぶ難民キャンプでの生活は、難民を援助に依存させてしまい、働いて家族を養うという人間の基本的なあり方を奪ってしまったのだろうか。

このようなジレンマに苦悩が続いていた中、3月、1通の手紙がソマリアから届いた。以前キャンプにあるクリニックで働いていたアーメッド・イブラヒム・アブディラヒ氏からの嬉しいニュースだった。帰還後、AMDАクリニックで学んだ知識や技術を活かして、コミュニティーの人々のために診療を行い、今では自分の診療所を持つまでになったという報告だった。

「過去にこのプロジェクトに関わって来た人々が、時間をかけて水と日光を与え、一生懸命育ててきた植物に、ついに大きな果実がたくさん実り、人々の空腹を満たすまでに至った。そんなふうに感じた瞬間であった。

そしてまた、この手紙は多くの難民の職員を勇気づけ、自分たちの活動に自信を持つきっかけとなった。今あるキャンプもいつかは閉鎖され、人々もきっと帰還していく。難民たちが援助に頼るだけでなく、将来、キャンプ以外の場でも保健医療の知識や技術を役立て、大いに活躍するよう願って、AMDАはこれからも活動を続けていきたい。





特定非営利活動法人  
難民支援協会 (JAR)  
つういしほ  
筒井志保



条約難民からの相談を受け  
る難民アドバイザー(職員)

## 難民への扉の鍵 支援現場から

「20円しかもって  
いないんだ。今日、  
泊まる所がないと電  
話をかけてきたア  
フリカ出身の青年の全  
所持金は20円。私

たち (JAR) の相談室に来るための電  
車賃さえ持ち合わせていませんでした。  
迫害のおそれから祖国を逃れ日本にたど  
り着き、なんとか知り合った人の家を  
転々としていたが泊めてもらえる先がな  
くなり、連絡がきました。担当職員が彼  
のいる駅まで迎えに行き、安価な宿泊先  
を探して、ようやく彼は夜の8時過ぎに  
寝場所を見つけることができました。

彼のように「今日、泊まる所がない」、  
「数日間、何も食べていない」、また救急  
車で運ばれ、救急医からの相談が飛び込  
んでくるなど差し迫ったケースもありま  
す。残念ながら現在、政府による難民申  
請者および難民と認定された人 (以下、  
条約難民) への情報提供や支援は整備さ  
れていません。

JARでは、UNHCRとの協働事業とし  
て難民申請者への相談や支援を行って  
おり、雑居ビルの中にある小さな相談室  
には毎月50名ほどが訪れます。難民申  
請の手続やその他関連する法律について  
の説明や助言、医療・食糧・住居など日  
常生活を送る上での基本情報や最低限の  
支援を実施しています。どうしても資金  
の必要な人には、一般の市民から募

った急基金を支給していますが、十分では  
ないため、困窮した状態が続いている人  
が多く存在しています。この状況につい  
ては2001年、国連人種差別撤廃委員  
会から日本政府に対して生活支援の実  
施について勧告が出されており、早急  
な改善を願ってやみません。

### 日本での難民受け入れ状況

2002年の1年間に日本で難民申請を  
した人は250名、難民と認定された人  
は14名でした。日本が難民条約に加入  
して以降21年間で、条約難民の総人  
数は305名です。これは年間数万人  
規模の難民を受け入れている先進工  
業国の中では極めて少なく、2001  
年のG7の各加盟国の受け入れ数を  
比較した場合、図のように日本の  
受け入れ数は全体の0.03%という  
状況です。

また、先進諸国では難民の受け入れ  
のみでなく、様々な支援が実施され  
ています。私は今年1月、「アジア福  
祉教育財団難民事業本部 (RHQ)」  
が実施したヨーロッパ4か国にお  
ける難民申請者受け入れ施設の視  
察に専門調査員として参加しま  
した。いずれの国でも難民支援事  
業は

全国で展開され、政府からの委託  
を受け、国内にいる難民支援を専  
門とする NGO (非政府組織) が  
難民にとって必要なニーズに  
応え、情報提供や受け入れ施設  
の運営などの実務

を担っています。NGOと政府の定期的  
な協議の場も設けられており、この  
ような政策の連携は、日本の支援策  
を検討する上で示唆に富んだもので  
す。

### 扉が開きだす可能性

日本の難民保護政策に変化が見られ  
たきっかけは、昨年5月、瀋陽・中  
国日本総領事館の正門で起きた亡命  
を希望する家族の駆け込み事件でし  
た。映像を通じて広く市民に知られ  
たため、日本における難民政策も問  
われることになり、自民党など各政  
党が難民政策の提言を発表。同年8  
月、政府は条約難民への支援措置  
などを閣議了解し、本年3月、「難  
民認定法」の改正法案を国会に上  
程しています。

日本ではこの21年間、難民を保護  
するための法や支援について見直し  
が行われることはありませんでした。  
この意味では、多くの関係者の努力  
によって今回、「不動の扉」が開き  
だした意義は大きいと見ることは  
できるでしょう。ただし今後、真  
の難民保護の“枠組”などが構築  
され、実施されるかどうか、政策  
決定過程に NGO も現場の視点  
を反映させるために、参加したい  
と考えています。

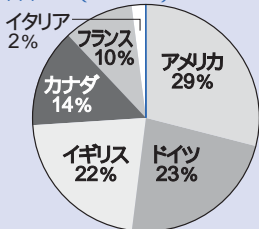
### 心の鍵

JARは、日本にやってきた難民の  
状況を総合的に改善するために個々  
の難民への相談事業とともに、国  
内外の調査や情報収集、および支  
援ネットワークづくりを推進して  
います。難民も参加しての講演会  
やイベントを開催する中で、日本  
が難民保護を推進する上でもう一  
つ重要な鍵があると感じています。  
それは日本人の「心」の扉を開く  
鍵です。「今日、泊まる所がない」  
とやってきた青年は、コンピュー  
ター・エンジニアですが、数か月  
間、仕事を見つけることも、家  
を借りることもできませんでした。

「難民」または外国人という理由  
で差別を受けたという人がいます。  
本国の迫害から逃れ、難民となら  
ざるを得なかった彼 / 彼女らの  
可能性やエネルギーを生かせる  
社会を形成できるか。その鍵を  
握るのは市民一人ひとりの心で  
あり、これからの日本社会のあり  
方が問われているのではないで  
しょうか。

2001年 G7加盟国における難民受け入れ数 UNHCRデータより

日本 0%(0.03%)



国名	難民受け入れ数	難民申請者数
アメリカ	2万8300人	5万9432人
ドイツ	2万2720人	11万8306人
イギリス	2万920人	7万850人
カナダ	1万3340人	4万4038人
フランス	9700人	4万8660人
イタリア	2100人	9620人
日本	26人	353人



志學館大学法学部  
助教授

新垣 修

あらかきおさむ  
元UNHCR法務官補

難民法  
第5回

# 戦争と難民

戦火とその恐怖から逃れ、愛する者や帰る家を失った人々。戦争や武力紛争に起因して生まれる難民（戦争難民）の悲劇は、歴史の舞台に幾度も登場してきました。そして、不安定な国際情勢が続いている21世紀、戦争難民の問題が解消される確証は、まだどこにもありません。

戦争難民の存在は、難民法ではどのように理解されてきたのでしょうか。戦闘員ではない一般市民（文民）は、戦場で往々にして危機的状況に置かれ、被害者となってきました。戦争難民が、法的に難民と認識され、保護されることはあるのでしょうか。

難民条約は、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、あるいは政治的意見を理由に、迫害を受けるという十分に根拠のある恐れのため、国籍国の外にいる者を難民と定めています（条約難民）。この定義の限定性から、「条約難民はあくまでも政治的な理由などで迫害を受ける人たちのことだから、戦争難民は条約難民ではない」、だから、「保護する法的義務はないのだ」という言い方をよく耳にします。しかし、この一般論は、今の国際社会で、常に説得力を持つものなのでしょうか。国際人権法と国際人道法のめざましい発展を考えると、一度、この前提を再考する価値はありそうです。

結論から言えば、戦争や紛争から逃れて来たという背景のみで、難民の地位の申請者が、条約難民でないこととされることはありません。むしろ、特段の注意が必要なケースもあります。

まず、紛争におけるジェンダーと迫害の関係を考えてみましょう。その性的・社会的アイデンティティーのため、女性の存在が戦時下で政治的な意味を持ち、彼女らが戦場で迫害の対象になることがあります。ボスニア紛争では、性的暴力が、敵対する陣営に動揺と辱めを与え、士気をくじくための軍事手段として使われました。さらには、強制的な妊娠および出産を目的として、レイプが、他民族を自分たちと同じ民族にさせようという民族浄化の手段として意図的・政策的に利用されることもあります。このように、内戦などから逃れて来た女性については、とりわけ、人種や特定の社会的集団の構成員であることを理由とした迫害の危険に目を向けるべき場合もあります。

では、国際人道法に反するその他の行為から逃れようとする文民はどうでしょう。たびたび武力攻撃の標的となったり、地雷が埋まっている危険な地域に強制的に移住させられたり、戦闘手段の一環として飢餓状態に追い込まれる人々がその例です。交戦当事者や権力者が、特定の人種や宗教グループに属する文民を、意図的・積極的にそのような行為の対象としているのなら、それは、彼女ら/彼らが条約難民であることの示唆かもしれません。たしかに、爆撃や地雷、飢餓による死の恐怖は、拷問や恣意的拘禁といった典型的な人権侵害の方法とは異なるように見えます。しかし重要なのは、方法ではなく、むしろ、特定の文民を迫害する差別の構造が交戦状況下にあるか、という点なのです。

このように、文民が、難民条約によって保護されることはあります。ただし、戦時下での危害や迫害の恐れが、人種、宗教、政治的意見などに起因していることがその条件です。

一方、アフリカ統一機構の諸国が採択した1969年OAU難民条約や、中南米諸国による1984年カルタヘナ宣言のように、戦争難民まで保護を広げようとする地域的な取組みがあります。さらに、過酷な状況から逃げてきた外国人に対し、紛争が収まるまで滞在を許し、その生存を保障しなければならない義務が一般国際法上であると主張する識者もいます

が、これは、国際人道法を源流とした発想です。つまり、たとえ条約難民に該当しなくても、悲惨な戦争から逃げてきた文民には一時的な避難所を提供すべきだ、という考え方なのです。しかし、この仮説を裏付けるだけの普遍的な国家慣行や法理の発展は、不十分と言わざるを得ません。

銃弾、空爆、地雷そして死。このような恐怖から逃れてきた戦争難民の保護。日本が、この文脈でできることは何でしょうか。まず、難民条約を適正に、かつ、現代の国際人権・人道基準を活用して柔軟に運用していく姿勢が大切です。もし、「戦争難民はいつい条約難民にあらず」という固定観念が日本の関係者の意識のどこかにあるとするなら、その思い込みは捨て去られるべきです。

さらに、これは困難でチャレンジングな外交的課題ですが、戦争難民を保護するための国際的なルールの確立や基盤造りに関し、日本がより積極的に提言し実践することです。戦争難民が発生した場合の各国の責任分担制度の確立、一時避難や自主帰還と開発援助のリンク、UNHCRの権限強化、NGOの役割拡大、平和構築プロセスにおける難民問題の位置付け。どれも難題ですが、平和主義を掲げる日本だからこそ、果たし得る役割がそこにあるのかもしれない。



## 「難民認定」 研修マニュアル

難民認定に関わる人々を対象に  
UNHCRが作成したマニュアルの日本語版。  
ご希望の方はお問い合わせください。

# 入管法改正案 について



## 日本の 難民保護

第8回

UNHCR東京事務所  
首席法務官

ディエゴ・ロゼロ

2002年5月の瀋陽事件の後、日本の難民保護政策の改善を求める声が高まりました。それを受けて政府はこの問題に政治レベルで対処することを決定し、本年3月、「出入国管理及び難民認定法改正案」を国会に提出しました。

この改正案は、難民問題の包括的な対応ではなく、いくつかの問題のみに焦点をあてています。それでも、日本国内の難民や庇護申請者の数をこれまで制限してきた法的な障壁が、ある程度緩和されることになるでしょう。改正案は今国会で審議される予定です。

難民条約に加入以来、難民をめぐる国内の法制度の見直しは過去約20年間で初めてです。この改革は、日本の制度の今後を形づくるだけでなく、他のアジア諸国の制度にも影響を与える可能性があるため、非常に重要です。

## 入管法について

枠組みとなる重要な点から説明すると、日本には独立した「庇護法」が存在しません。「出入国管理及び難民認定法」の中に、難民の認定などについて定めた規定が一条あるのみです。これに対してスイスでは123条からなる、「庇護法」が存在し、難民認定手続きや、庇護申請者、行政側の権利と義務について十分に定めています。同様に、ドイツの難民認定手続きは、90条からなる「庇護手続き法」で詳細に規定されています。さらに、これらの法律は、他の国内法規や欧州全体の規定によって補足されています。これらの発達した制度と比べると、日本の法律は十分に詳細ではなく、結果として庇護制度を表面的にしかカバーしていません。

## 改正案の主なポイント

改正案の主なポイントは以下の通りで

す。いずれも、歴代の国連難民高等弁務官が繰り返し改善の必要性を強調してきた点です。

### 1. 申請期限の撤廃

難民認定を求めるための申請期限の撤廃は重要な改善です。これにより、UNHCRの執行委員会が推進している公正な庇護手続きの基準に沿うことになります。

### 2. 一定の条件を満たした庇護申請者に対する仮滞在許可

これにより、庇護に関する法的な障壁が一部緩和されますが、以下の条件を満たした者に限られます。日本入国後6か月以内の申請であること、迫害の恐れがあった領域から直接日本に入ったこと、逃亡の恐れがないとみなされること、入国に際し旅券や査証など、虚偽の文書を利用しなかったこと、日本または他のいかなる国においても、法令に違反して一年以上の懲役もしくは禁錮またはこれらに相当する刑に処せられたことのないこと（政治犯罪は除く）、許可なく上陸し、そのために一年を超える懲役もしくは禁錮に処されていないこと。

### 3. 認定難民への定住者在留資格の付与

現行法のもとでは、難民認定はそれをもって自動的に在留資格を保障するものではなく、以前より様々な問題が指摘されてきました。改正案はこの点を改善します。しかし、認定難民がこの条項の適用を受けるためには、上陸後、または日本に滞在中に難民となる事由が発生後6か月以内に難民認定申請をしていること、そして、迫害を受ける恐れがあった領域から直接来ていること、という2つの条件が課されていて、この点について懸念が残ります。

### 4. 難民には該当しないが、特別の事情がある者への代替措置による保護

改正案によって不認定者への代替措置による在留許可の法的根拠が明文化され

ますが、代替措置の付与に関する明解な基準も示されるべきでしょう。また、透明性の確保をはかる意味でも、そのような措置にいたった人道上の判断理由と根拠の開示、および許可対象者についての基本的な情報の公開についても明記が望まれます。

## 入管法改正案についての UNHCRの見解

改正案が可決されれば上記の改善が実現し、難民申請者が今日まで直面してきた諸々の問題もいくらか軽減されるでしょう。しかし、現状の改正案のままでは、大多数の難民申請者および難民はそこに科された条件を満たせないため、在留資格の取得から派生する利益の享受はできないでしょう。また、それらの条件が理由で真に保護を必要としている難民が退去強制手続きや拘禁の対象となるおそれもあります。これらの条件は国際的基準を逸脱していると見受けられます。また、条文上の記述には、さらなる精確さが必要だと考えられます。

難民に関する事柄の複雑性を鑑み、日本も、他の多数の先進国と同様、難民に特化した詳細な法律を整備する時機にあるのではないのでしょうか。また、現行制度の見直しにより、一次審査の決定を再審査するための真に独立した異議審査手続きの設置も期待されます。さらには、難民申請者をレセプションセンターに受け入れることで彼らの基本的な人権を保障し、同時に空港での申請を含む、難民申請者の公正な審査を受ける権利を尊重することが大切です。

また、難民保護で日本がより相応の責任を果たすためには、海外のキャンプにいる難民の受け入れも一案だと思われます。これは日本の1970年代のインドシナ難民受け入れ時の閣議了解や、米国が1980年に立法化した移民法によって難民の第三国定住枠の仕組みを整備した際の先例などが参考となるでしょう。

難民保護に必要な国内制度を整備するために活発な議論が行われるよう、期待を込めて見守っています。



# 私とUNHCR

UNHCRカザフスタン アルマティ事務所  
法務官

く どう こう い ち  
工藤浩一

第5回

スタッフプロフィール

## Staff Profile

### 直属上司の誘拐

「ピクチャー・ホテル、ピクチャー・ホテル、ピクチャー・デルタ・ファイブ」夜中に無線で運転手がバンサン・コシエテル UNHCR北カフカス事務所長を呼んでいるのを聞いて、何かおかしいのがすぐにわかった。暫くすると、事務所の警備員から「所長が誘拐された」と電話がかかってきた。98年1月、北オセチア大統領就任式の前日のことである。

私はその頃、ロシア連邦北カフカス地方、北オセチア共和国のウラジカフカスでJPO<sup>※</sup>として勤務していた。北オセチアはチェチエンのすぐ西に接する共和国である。チェチエンでの人道援助の他に、事務所は、イングーシと北オセチアの紛争のために追放されたイングーシ国内避難民、そしてグルジアから流入したオセチア難民をも支援していた。

96年12月には当時、自分の担当地域であったチェチエンで、国際赤十字の医師と看護婦6人が殺害され、またイングーシではそれまでにNGO（非政府組織）の職員が多く誘拐されるなど、治安は良くなかった。事務所では、職員が誘拐された場合の対応まで含めた安全対策も検討していた。しかし、精神的な支えであったコシエテル所長がいなくなったため、私たち外国人職員の精神的疲労はすぐに顕になり、多くは他の地域へと移っていった。人間的にもUNHCRの職員としても、直属の上司である所長のカリスマ性に心酔していた私は、所長代理や警備担当官と共に、オセチア難民帰還の担当としてウラジカフカスに留まることに同意した。

けれども、自ら立ち上げた援助事業の

継続が、所長のために私の出来ることだという意気込みは長くは続かなかった。事務所とロシア軍基地内のアパートを往復するだけの自由のない毎日。そして所長の解放に向けての交渉は遅々として進まず、重圧となって私たち3人に重く押し掛かった。この時期には、もともと多かった私の酒量がさらに増えてしまった。

この誘拐事件は、ほぼ1年経った12月にロシア軍特殊部隊による解放劇で幕を閉じた。この事件で得た最大の教訓は自分に出来ることを、自分自身に恥ずかしくないよう成し遂げる重要性だったように思う。理想を持つことは重要だが、それをどう実現していくかが、私たち全ての課題ではないだろうか。

### UNHCRとの出会い、そして...

大学卒業後、警備員をしながら留学費用を工面し、ニューヨーク市立大学大学院で、もともと興味があった国際関係論や人権法を学びながら、将来のヴィジョン（理想像）を模索していた。たまたま新聞でJPO募集の広告を見たのは幸運だったと思う。

大学時代は、バックパックを背負っての海外旅行だけが楽しみだったし、大学卒業後も国際関係の勉強をしようと決断していた。そして、漠然とした憧れを国際公務員としてのキャリアに持っていた。ただし、一浪（一年間の浪人生活）一留（年）そして2年間のアルバイト生活の後、28歳の“職歴無し”の人間にとって、

国連勤務は限られた就職の選択肢の一つであるのも確かだった。

商売には興味がなく、難民保護の理想を胸に現場を任されるUNHCRは自分に向いていると思った。実際、水道も電気もないアフリカのスーダンの難民キャンプやザンビア北部国境地帯でコンゴ民主共和国からの難民を探しながら寝泊りしたのも今では良い思い出だ。実を言うと、上司が誘拐されていた時期でさえ、今思うと、色々面白いエピソードの連続だったように思える。私たちの限られた援助では苦しみを味わった人々を幸せに出来はしないし、難民から感謝を期待するのは間違っている。それでも難民と共に働き、喜びを共有する時、この仕事を選んで良かったと思う。

自分のすぐ周りを見ても、叔父たちの世代とは違い、従兄弟たちは皆、自分の好きな生き方をしている。国連勤務とはいえ、特に関心する必要はない。しかし理想を持って自分の出来る範囲ではあるが、苦しんでいる人を助け、共に働く仕事。少し冒険心のある人であれば、十分“遣り甲斐”があるのではないだろうか。この仕事は、世界の任地を回る放浪に近い生活ではあるが、その分、様々な人との出会いも多く、広く世の中を見ることが出来る。

「我々はUNHCRと結婚しているわけではない」。所長の決まり文句だ。自分の理想を持ち続けられる限り、この仕事を続けたいと思う。何しろ、「祖国に頼れない人々を保護することが仕事です」などと言える職業はそうそうないのであるから。

注：各国政府が給与などの費用を負担して、国連職員をめざす35歳以下の若者に国際機関での職務経験を提供するというもの。日本では、外務省国際機関人事センターがこの事業を実施している。



(写真上) エリトリア難民キャンプの赤新月社病院の前で、看護婦さんと。新たな紛争のため約10万の難民がスーダンに逃れてきた。40度をこえる猛暑の中、食糧や水、テントを運び込むことに奔走した。2000年  
(写真下) 本国へ自主的に戻るエリトリア難民。UNHCR/M. Yonekawa

# From “Refugees” Magazine

英語版「Refugees」誌は、UNHCR  
ジュネーブ本部広報課が発行する  
季刊誌(変形A4版・32ページ)です。  
お読みになりたい方はホームページ  
(www.unhcr.or.jp)をご覧ください。

## 「難民」 誌から

# 世界難民の 数字でみる



「Refugees」誌 通巻129号より

昨年10月UNHCRは、初の本格的な統計年鑑を発行した。UNHCRの活動と難民の世界を2002年1月現在の統計で示したもので、以下のようなデータが含まれている。

### UNHCRの援助対象者数(2002年1月1日現在): 1980万人

前年より9%減。このうち難民は1200万人、国内避難民は630万人。さらに援助対象グループとして、庇護希望者が94万8000人、帰還民が46万2700人(2002年は約200万人のアフガン難民が故郷に帰還したが、その多くが引き続きUNHCRの援助対象者)。

### 援助対象者の地域別庇護人数

アジア 880万人	北アメリカ 110万人
ヨーロッパ 480万人	中南米・カリブ 76万5400人
アフリカ 420万人	オセアニア 8万1300人

### 新たに発生した難民: 約50万人

大規模な集団としての難民化はアフリカとアジアでみられたが、家族単位など少人数のグループは、ヨーロッパや中南米・カリブで発生している傾向にある。全体としては2000年より31%減。帰還民の数は前年比40%減の約46万3000人。主な帰還先はシエラレオネ、マケドニア、ソマリアだった。

### 2001年、新しい国に定住した難民: 約9万2000人

これらは、故郷に帰還できない理由があったり、庇護国の住民になったりした人々である。UNHCRはこのうち約3分の1の第三国定住を支援した。

### 1992~2001年の10年間に先進国に第三国定住した難民: 推定120万人

これらの難民の主な受け入れ国は、アメリカ(77%)、カナダ(10%)、オーストラリア(8%)。地域別の出身者割合は、ヨーロッパ(全体の49%)、アジア(34%)、アフリカ(10%)。国別では ロシア連邦(24%)、ベ

トナム(19%)、ボスニア(17%)の順になっている。

### 過去10年間の世界の難民の出身国別割合: 86%が途上国出身者 難民の庇護国: 途上国が10人中7人を庇護

「これは国際的な難民保護において、先進国の果たすべき役割がもっとある事実を示している」と年鑑は指摘している。

### UNHCRの援助対象者のうち難民キャンプで暮らす人の割合: 40%

そのほか都市部(13%)、地方部や不特定の場所に散在(47%)。ただし地域によって状況はかなり異なっており、キャンプで生活を送る援助対象者は、アフリカとアジアでは50%に達しているが、ヨーロッパ、北・中南米、オセアニアでは10%もいない。

UNHCRが援助する家を追われた人々のうち、48%は女性で、そのうち51%がキャンプで生活している。

### 新たに提出された庇護申請: 世界144か国で約91万5000件

このうち半数以上の59万5700件が主要先進国で申請された。同時に93万2000件の庇護申請について決定が下され、44万5000件は申請却下、16万8000件は難民の地位を認定され、7万8000件は人道的理由から庇護国での滞在許可が与えられた。

### 主要先進国における庇護申請受理数

イギリス	9万2000件
ドイツ	8万8300件
アメリカ	8万3200件

国によって申請件数の推移は大きく異なり、オーストリア、アメリカ、スウェーデン、ノルウェー、カナダで急増する一方で、ベルギー、イタリア、オランダでは急減した。申請のうち最も多いのはアフガン人、イラク人、トルコ人であった。

### 1982年以降、主要国に提出された庇護申請件数: 870万件

ピークは1992年で、85万8000件の申請があった。この20年間で正式な難民認定を受けた人は約200万人。なかでもヨーロッパは160万人という突出した数の人々に滞在を許可してきた。

### 庇護申請者の10人中7人は男性

ところが32か国を調査した結果、難民の地位認定を受ける確率は女性の方が高く76%。男性は68%。

### 先進国における過去10年間の国民一人当たりの受け入れ 難民の割合

スイス	23.4%(住民1千人あたり)
スウェーデン	16.6%
デンマーク	13.8%

### 援助対象者一人当たりのUNHCRの事業活動支出: 19ドル

ただし中央アメリカ、中央ヨーロッパ、バルト諸国では100ドルを超える一方で、東ヨーロッパ、南西アジア、南アメリカ、西ヨーロッパ、北アメリカ、カリブでは10ドル未満にとどまっている。

\* 特記のない限り数字はすべて2001年の統計。



UNHCR アフリカ局  
上級政策調査担当官

## ハッシーム・ジャンヌ

# 難民と避難民 NEPADへの 挑戦

本稿は、ACCORD (THE AFRICAN CENTRE FOR THE CONSTRUCTIVE RESOLUTION OF DISPUTES) の発行する雑誌「CONFLICT-TRENDS」に掲載された記事からの抜粋です。

2001年1月1日現在、世界のUNHCRの援助対象者2200万人のうち約600万人がアフリカに、そのうちの約400万人が難民である。なかには何年も庇護を受けている難民もいる。難民キャンプでは、何千何万という子どもが生まれた。1976年以降に故郷を逃れてきたアンゴラ難民の子どもたちもその一例である。しかも、その大部分は、歴史や地理の本でしかアンゴラを知らない。

アフリカにおける大規模な人口移動の背景には、長期化した紛争がある。最近の世界銀行の調査によると、アフリカの人々の5人に1人が、外国との戦争または内戦に巻き込まれた国に住んでいる。

貧困も大規模な人口移動をもたらす要因である。アフリカの人々の約40%が、1日1ドル未満で生活している。

このように解決すべき問題は多いものの、アフリカの政治・経済には多くの変化が起きている。民主的に選ばれた政府が、武力を背景に権力を握った政府に取って代わり、人々は政府の活動に透明性を求めるようになった。これに加え、人権擁護を訴える草の根の団体や市民団体が増え、犯罪的な行いをして文化的に罪を問われない風土はすたれつつある(ただし、この分野ではまだ改善の余地がある)

2001年10月、ナイジェリアの首都アブジャで「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」が採択され

たが、NEPADはまさにこの変化の流れの中に位置づけられねばならない。NEPADは、アフリカ諸国間のパートナーシップと同時に、アフリカと世界とのパートナーシップに重点を置いている点で画期的である。その根底には、「アフリカはグローバリゼーションのプロセスに完全に参加することができ、いつまでも支援の受け手である必要はない」という認識が貫かれている。

### NEPADと人道問題

人道問題全般、とりわけ難民や国内避難民の問題は、NEPADにはっきりとは示されていない。アフリカ諸国が平和を永続させ社会を安定させる上で、難民問題は相変わらず最大の課題であるにもかかわらず、難民問題に触れてさえないのだ。NEPADの中でも、特に「持続可能な開発に必要な条件」に関する章をよく調べると、平和や安全保障、民主主義、健全な統治 (good governance)、人権尊重の重要性が指摘されている。

NEPADでは10の重点分野があるが、その一つが平

和と安全保障の能力強化で、「平和と安全保障」に関する小委員会が、南アフリカを議長国として設置された。

NEPAD運営委員会の首脳は、2002年3月26日にアブジャで開催された会議で、戦後の復興時に行われるべきプロジェクト、とりわけインフラの復旧、難民と避難民の再定着、武装解除や元兵士の社会復帰について特に重点を置いて記録するよう「平和と安全保障」小委員会に求めた。

2002年5月2日、「平和と安全保障」小委員会の議長国、南アフリカの首都プレトリアで2日間の専門家会議が開催され、首脳会議の要請に基づく検討がなされ、3つテーマが確認された。

準地域 (sub-regional) および地域 (regional) レベルでの紛争の予防、管理、解決  
(平和維持の組織とメカニズムに関する) 制度的かつ政治的な改革  
武器拡散を防ぐ行動



2002年8月、難民キャンプが攻撃を受け、ウガンダ国内の別の場所に逃げなければならなかったスーダン難民。UNHCR/S. Mann



多くの難民が長期に住むことで環境に悪影響を与える。環境を回復するために行っている植林活動。エチオピアにいるスーダン難民。UNHCR/R. Chalasani

UNHCRをはじめとする人道援助機関は、「平和と安全保障」小委員会の枠組み内で、アフリカの難民、帰還民、避難民の問題に恒久的な解決策を訴えていく考えだ。それは事実上、UNHCRの任務<sup>注</sup>の中核となる解決策と重なる次の2つの原則に基づいている。

難民が自立できるような機会、ないしは庇護国に定着できる機会を与える必要性。

自主的帰還が実施される場合、難民の出身国で帰還民と避難民、元戦闘員、武装解除した兵士、その他、紛争に苦しめられ、<sup>ほんろう</sup>翻弄された人々のニーズに配慮した大規模な戦後復興事業とプロジェクトを確立する必要性。

### 庇護国における難民の自立と地元への定着

アフリカでは、難民問題を長期化させている紛争が依然として続いているケースもあり、その場合、多くの難民にとって当面、本国への自主帰還が解決策とはならない。これはまた難民が物質的に依存した状態が続く、たとえ庇護国にいる期間が長くても、難民はしばしば基本的権利（雇用、移動の自由、教育など）

を享受できないことを意味する。

最終的にどのような恒久的解決策が取られるのであっても、難民の自立を促し、外部からの援助への依存を少なくすることは、庇護国と国際社会の双方に利益となる。これは地元定着への第一歩でもある。自立はその後の恒久的解決策にも資するであろう。自ら生計を立ててきた難民は、本国で、あるいは第三国定住した国や可能な場合は庇護国で、習得した技能や経験をうまく生かすことができる。難民を庇護国の社会に定着させるには、多くの困難が伴う。すでに自国民のニーズに対応するために奮闘している国の政府にとって、大量の難民の流入は経済や環境に大きな影響を与える懸念がある。あらゆる側面における問題を検討する際は、庇護国、人道援助機関、抛出国、その他の活動主体を参加させるべきである。

### 自主帰還と物質的な保障

自主帰還は、多くの難民が求める恒久的解決策だが、その実施には複雑な問題を伴う。帰還事業には、国際社会が一貫して持続的に関与する必要があり、これを有効に実現するには治安の維持、法

的・物質的な保障など、一定の条件を整える必要がある。

とりわけ物質的な保障とは、帰還したばかりの初期段階における飲み水、医療、教育といった生存手段と基本的なサービスへのアクセス、さらに再定着を支える方法をいう。

安定した帰還を進めるには、難民の自立を促し、外部からの一定した援助への依存から脱却させることが、決定的に重要である。たとえば帰還民の大多数が地方出身者である場合、（農業や畜産のため）

土地を取り戻し、財産権を回復することが、正常な暮らしを再開するうえで非常に重要になる。この分野では、UNHCRは種子や農具の提供といった控えめな援助はできるが、灌漑システムの復旧などもっと野心的な開発プロジェクトは別の機関の活動分野に属する。

したがって援助や復興支援から開発援助への移行が、帰還の持続性を確保しながら進められるよう、多国間および二国間の開発事業を念入りに調整することが重要である。NEPADの戦後復興チームはプロジェクトを検討するにあたって、こうしたUNHCRの懸念に配慮すべきである。

### 結論

本稿の趣旨は、NEPADが深く検討すべき事項を提案し、「平和と安全保障」小委員会が対処すべき多くの基本的な問題に注意を引くことであった。平和と開発は並行して進むものだ。そしてその中心に、難民と避難民はいるのである。

注：事務所規程によりUNHCRは、なかでも難民の保護に関する国際条約の促進とその適用を監督するという活動を委託されている。また状況が許す限り、故郷への帰還や庇護国への現地定住や第三国定住を支援することによって難民問題の恒久的解決をはかる。

## 人道援助職員のための 「緊急時における安全管理 ワークショップ」を開催



安全管理ワークショップの中で、「待ちぶせ」され捕らえられたという設定のシミュレーションの光景。UNHCR

### 現場における人道援助職員の安全管理

近年、一般市民が紛争の犠牲になるケースが増え、19世紀初頭には、全犠牲者の10%のみであったその割合が、第二次世界大戦中に50%に、さらに最近の紛争では75%にまで増加している。

人道援助職員も、世界中の紛争地域で活動しているため、職員の身の危険も高まっている。このような危険は、紛争の増加、紛争中の戦闘員のモラルの崩壊のほか、NGO（非政府組織）や国際機関の現場で活動する職員などを対象とした、適切な安全管理訓練の不足も影響している。

この事態に対応するため、多くの国際的な援助機関が、組織内で安全管理のための独自の訓練を行ったり、緊急事態対応訓練を外部の組織に依頼したりするようになった。

### 援助職員の安全管理ワークショップ

人道的な緊急事態に際し、援助職員が危険にさらされると、重大な問題につな

がる。これは、いかなる援助機関にも起こり得る危険である。そこでeセンターは、人道援助職員の安全管理トレーニングのワークショップを企画し、昨年12月2日から5日間にわたり開催した。タイ軍当局の協力を得て、同国プンプリで開

かれた今回のワークショップで、参加者は安全に関する多くの知識や技術を学んだ。

ロールプレイ、実地訓練、ビジュアル教材によって、人道援助職員のために重要な安全管理技術の修得を目的としたワークショップには37名が参加し、そのほとんどが現場でUNHCRと共に活動する政府、NGO、国際機関の職員であった。

トレーニングの期間中、参加者は、様々な場面での交渉や、検問所を通過す

る際の留意点、地雷に関する知識と身を守る方法、応急手当て、ジェンダー（性別）による安全上の課題、事務所の警備、銃撃戦下での行動の仕方など、多岐にわたる課題のプレゼンテーションに参加した。ワークショップのプレゼンテーションは主に、UNHCR本部とジャカルタ事務所の安全管理担当が行った。参加者は、質疑応答の中で、安全管理担当の現場での長い経験から、具体的なかつ貴重なアドバイスを得ることができた。

このワークショップの開催は、UNHCRが、人道的な緊急事態時にはしばしば危険な状況下で活動する協力団体の職員の安全確保を重要課題としていることを示している。

eセンターは、現場で活動する職員が「最良の実践」基準についての訓練を受け、それを保てるよう、テキストやモジュールを作成している。また、オンライン・ライブラリーによってハンドブックやガイドラインを提供し、通信教育に財政支援を行い、さらにアジア・太平洋地域でワークショップを実施している。

こうしたeセンターの活動は、国連の信託基金「人間の安全保障基金」を通じて日本政府の資金拠出を受けて行われ、アジア・太平洋地域のすべての人道援助従事者に門戸を開放している。

### 日本アマチュア無線連盟 トランシーバー40台を寄贈

1月24日、eセンターは、「日本アマチュア無線連盟」からトランシーバー40台を寄贈されました。またそのメンテナンスは、同じく通信技術分野で活動するNGOの「BHNテレコム支援協議会」の協力で行われます。トランシーバーはeセンターの実践的な訓練に不可欠な備品で、今後のワークショップでも大いに活用する予定です。ありがとうございました。

### eセンター受講者 学会で発表

昨年10月の「実践的ワークショップ」を受講した名古屋第二赤十字病院の国際医療救護部の田中みつ子さん、東条奈美さんが、2月27日「日本集団災害医学会」の総会で、ワークショップの概要とそこで学んだ内容がいかにか国際医療救護の現場で生かせるかについて発表を行いました。



# HCR協会 から



第19回じゃがいもの会チャリティショー「応演歌2003」が5月15日にNHKホールで開催されました。写真提供：じゃがいもの会



支援金の目録を受け取るHCR協会代表理事(左)

2000年10月に発足した日本国連HCR協会(略称:HCR協会)が、第3期の決算を終えました。現在、事務局は、4名の常勤職員、6名の非常勤職員、ボランティアによって運営されています。

昨年は、引き続きアフガン難民に多くのご支援が寄せられました。10月に「アフガン帰還難民住宅再建プロジェクト」キャンペーンを開始し、現在も継続的なご協力を呼びかけています。「緊急ファンド」は、緊急事態に備える資金として、昨年は「アフガン難民」支援のために送金されました。本年は新たな緊急事態に役立てられる予定です。

今後とも、継続的なご支援をお願い申し上げます。

## 2002年度 寄付額の内訳《1月～12月》

寄付指定先	寄付額(円)	援助対象	
地域別プログラム	最優先の地域	81,895,578	UNHCRが最も必要とする地域での活動に使われます。
	アフリカ	11,155,109	北アフリカを除く大陸全域。アンゴラ難民の帰還が可能となる一方、西アフリカ各地で緊急援助が必要とされています。
	中東、北アフリカ、中央・南西アジア	771,721	UNHCRでは左記を一地域単位とし、東はパキスタンまでを含みます。アフガン難民・イラク難民などへの支援を継続中。
	アジア	149,218	南・東アジア、太平洋地域。ネパールのブータン難民やスリランカへの難民の帰還を援助しています。
	ヨーロッパ	57,263	バルカン地方やチェチェンなど、まだまだ多くの難民・避難民が援助を必要としています。
	アメリカ	65,182	北米、中・南米地域。とりわけコロンビア難民・避難民が援助を必要としています。
テーマ別プログラム	みどり1本	2,890,943	犬養道子さんが提唱された植林プロジェクトを支援。スーダンの難民キャンプでの植林事業に充てられています。
	難民の女性	7,059,049	難民女性の視点に立つ援助活動に充てられます。2002年「世界難民の日」のテーマでした。
	難民の子ども	11,439,118	UNHCRの援助対象者の約半数を占める18歳未満の子どもたちへの援助活動に充てられます。
緊急ファンド	アフガン難民	71,722,896	緊急事態に備えて寄付金を蓄積しておくファンドです。2002年はすべてアフガン難民支援事業に送金されました。
特別プログラム	アフガン帰還難民住宅再建	20,138,529	アフガニスタンに戻った帰還難民の住宅再建を支援しています。2003年度も継続します。
難民教育基金		27,732,090	難民の中・高等教育を支援する基金です。これまでにタンザニアやパキスタンなど7か国で支援しています。
協会支援ファンド		1,788,632	日本国連HCR協会の運営や広報活動を支援する基金です。
総額		236,865,328	

注)・地域別プログラムは、UNHCR本部の地域区分に準拠しています。

- ・上に示す数値は、2002年度決算報告として東京都庁に提出した内容に基づいています。
- ・2月までに2名の監事による内部監査及び中央青山監査法人による外部監査を終了しました。計理諸表はホームページに掲載されています。( <http://www.japanforunhcr.org> )
- ・UNHCRとの合意に基づき、2001年1月より寄付金の1割は日本国内での広報活動に充てられ、9割がUNHCRジュネーブ本部に送金されています。難民教育基金も同じく9割が送金されています。
- ・2002年度中のUNHCR本部への送金総額は、2001年12月のご寄付に2002年1月から12月10日までに受領したご寄付を加えた全額の9割に相当し、約2億2736万円です。
- ・UNHCR本部が日本の民間から2002年度に寄付として受領した総額は、HCR協会の口座を経由しない寄付金を合わせて、約310万米ドルです。

## お知らせ

### 募金箱を設置しませんか？

「国連難民募金」と記載したプラスチック製の募金箱の設置を呼びかけています。着払いにて送料のみはご負担をお願いしておりますが、募金箱は無料で配布しています。数に限りがあります。ご協力いただける方は、事務局(Tel 03-3499-2450)までご連絡ください。あるいはホームページをご覧ください。

### イベント情報をお寄せください！

HCR協会ホームページに、UNHCRを支援する全国各地の催しを紹介する「イベント情報」欄が出来ました。皆さんの企画を事前に事務局までお知らせくだされば、可能な限り掲載させていただきます。

### チャリティーイベント

5月29日(木) 6月1日(日)  
「ダイヤモンドトーナメント2003」  
大洗ゴルフ倶楽部  
(お問合せ Tel 03-3221-3411)

8月26日(火) 27日(水)  
「ジゼル」

出演：吉田 都(英国ロイヤルバレエ団)  
スターダンサーズバレエ団  
ゆうぼうと簡易保険ホール  
(お問合せ Tel 03-3401-2293)

8月30日(土)  
「Dance at the Gathering OSAKA 2003」  
スペシャルゲスト：吉田 都  
NHK大阪ホール  
(お問合せ Tel 06-6233-8888)

## UNHCR東京事務所 第1回「教師のための難民問題ワークショップ」を開催



フォトランゲージを使ったセッション。中央が講師の丸山まり子氏。

3月28日、UNHCR東京事務所は、春休みを利用して、東京・渋谷のUNハウス（国連大学ビル）において、第1回「難民問題ワークショップ～難民問題をどう教えるか」（共催：開発教育協会【DEAR】、日本国連HCR協会、後援：外務省、渋谷区教育委員会）を開催しました。北海道から関西圏まで全国から小・中・高・大学の教師23名、その他NGO（非政府組織）や青少年団体の職員など計39名が参加し、難民問題の基礎知識と難民問題を取り上げた参加型学習の方法について学びました。

講師は、難民に関する小学生向けの教材（「新しい開発教育のすすめ方Ⅱ 難民」開発教育研究会編著 古今書院刊）の作成者の一人、奈良県立安堵小学校の

教員、丸山まり子氏が務めました。同氏は、「難民に関する学習は、子どもたちの普段の暮らしとはかけ離れている。そのため、子どもたちの関心や興味をつかみながら進めることが大切。特に最初の授業（時間）を丁寧に行いた

い。ここで子どもたちの気持ちのねば、どんどん関心が湧いて来るんです。そして彼らの疑問に答える中で、子どもたちは学んでいきます」と説明。

7つのセッションでは、難民が「逃げる」時から、「難民キャンプでの暮らし」までを体験的に学び、最終的に「私たちにできること」を考えました。また、午後のセッションでは、特に日本国内の難民問題をとりあげ、ゲストに招いたアフガン難民から、日本で難民として認定されるまでの苦労について語っていただきました。

参加者は、8つのグループに分かれ、各セッションに積極的に取り組み、会場は終始熱気に包まれていました。このワークショップについては、「丸山講師の

小学校での実践を自分自身が実際に体験することによって、難民問題の概要と授業展開の両方がよく把握できた」、「グループごとの全員参加型は実際の学校の授業と同じ雰囲気を感じ参考になった」、「UNHCRの職員から世界の難民の状況や暮らし、難民の子どもたちの状況などを聞き理解が深まった」という感想が聞かれました。さらに「心の痛む内容であったが、難民の人のお話が聞いて良かった」、「日本の今の実情についてリアルに知ることができた」と日本の難民受け入れ体制についても関心が高まりました。

UNHCR東京事務所では、今回のワークショップが参加者に好評であったこと、参加者間のネットワークづくりや今後の開催を望む声を受けて、より充実したワークショップをめざして、この夏（7月か8月）に第2回を予定しています。

ご関心のある方は、6月よりUNHCRホームページにて募集を始める予定です。どうぞお申し込みください。



初対面にもかかわらず、すぐに緊張感もほぐれ、グループごとのセッションに取り組んだ参加者たち。

## 真如苑からUNHCRに ブータン難民とコンゴ難民のため1,300万円の寄付

UNHCR東京事務所は2月28日、「宗教法人 真如苑」より1,300万円の寄付を受けました。内訳は、ネパールにおけるブータン難民の初等教育援助に800万円、アフリカのコンゴ共和国におけるコンゴ民主共和国（旧ザイール）難民の援助に500万円となっています。

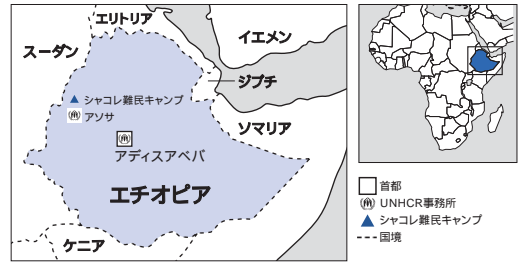
カシディス・ロチャナコンUNHCR日本・韓国地域代表は、「アフガニスタン以外のアジアやアフリカの難民に対する関心が徐々に薄れ、資金難に直面している昨今、真如苑からの支援はきわめて重要で大変ありがたいものです。心から感謝します」と述べています。

真如苑は、これまで長年にわたり継続的にUNHCRを支援してきており、昨年もアジア、アフリカの難民・帰還民のために総額約2,420万円を寄贈し、UNHCR東京事務所にとって重要な民間資金拠出団体のひとつになっています。



カディジャと

UNHCR 東京事務所  
広報官  
はこざきりか  
**箱崎律香**



## 夢に向かって 女子生徒の“期待の星”

エチオピアの西部、スーダンとの国境近くにあるシャコレ難民キャンプでは、1万6000人を超えるスーダン難民が暮らしています。ここで出会った22歳の難民女性、カディジャをご紹介します。



カディジャの家と家族

1997年にスーダンから逃れ、このキャンプで暮らすようになって6年目。一家はカディジャを入れて5人の子どもがいる。1996年、カディジャが住んでいた村にも戦火がおよび、当時24歳だった叔父も殺された。紛争がひどくなり、6か月以上の間、学校に行くことができなくなった。そして同じ村の他の数家族と共に徒歩で村を脱出した。

2か月間、山や森を移動しながら隠れ住んだ。エチオピアとの国境も歩いて越えた。食料はなく、途中、木になっていた果物を食べて飢えをしのいだ。カディジャたちが現在キャンプがあるあたりにたどり着いたときには、まだ難民キャンプはできておらず、大きなマンゴーの木の下で寝起きしていたという。その木は今もキャンプの中心部に存在している。

その後しばらくして難民キャンプが設置され、学校や簡単な医療施設も建てられた。カディジャはスーダンで6年生まで終えていたが、キャンプがあるエチオ

ピアの教育は主に英語であったためアラビア語による教育を受けていた彼女は、キャンプでは3年生から始めた。今は7年生。もともと女子生徒の割合は男子生徒に比べて半分以下であるが、学年が上がるにつれて、

女子の割合はますます少なくなる。この学校は8年生までであるが、カディジャのいる7年生にはわずか3人の女子生徒が残っているのみ。その上の最終学年になると、女子は一人もいない。

難民キャンプの女性は、水くみ、薪集め、食料の確保をはじめとする様々な家事を毎日こなさなくてはならない。そのため幼い時から、少女たちは母親の手伝いや兄弟姉妹の面倒などで、多くの時間を費やし、学校へ行けなくなることが多い。

中には、着る服がないという理由で、人前に入るのを恥ずかしがって学校に来れない少女もいる。部族によっては、女子は14～15歳で結婚することも多いため、教育を受け続けられなくなるという問題もある。

カディジャは、教育に理解のある両親を持って幸せだという。なぜなら、他の多くの女子は両親に若くして結婚を勧められ、学校を続けられないからだ。実際、カディジャの父親のもとにも、同じ難民

キャンプで暮らす男性数名から、結婚の申し込みがあった。もし、父親が承諾していたら、カディジャは結婚を断れなかったという。しかし、カディジャの父親は、今、彼女にとって一番大切なのは学校を卒業すること、結婚はいつでもできると言って断った。母親も同意した。

18歳には結婚しているのが普通だという彼女の社会にあって、22歳になっても学校へ行っているカディジャの両親を批判する隣人も多いという。それでも両親は、彼女にできる限り学校を続けてもらいたいと思っている。それは、彼ら自身が教育を十分に受ける機会に恵まれなかったからでもある。勉強好きのカディジャが、こうして学校へ行けるのも両親の理解と家族の支えがあるからだ。

カディジャは女子生徒を支援するグループにも所属している。途中で学校に来なくなってしまった女子の家を訪問し、学ぶことの大切さを訴え、学校に戻るよう呼びかけている。カディジャたちの熱心な呼びかけによって復学した女子生徒は数知れない。

カディジャは7年生を終えたら8年生に上がって卒業をめざしたいと考えている。そしてエチオピアの全国試験に合格し、地元の高校に通いたいのだという。しかし、さらに高い目標がある。勉強を続け、弁護士になることだ。彼女の夢は、



弁護士としてスーダンに戻ることで、カディジャはこっそり教えてくれた。「父は、本当は私が医者になることを望んでいるの。」

「将来は、弁護士に...」

# 日本の 歴史と庇護

## アレクサンドラ・ トルストイ

[ 1884 ~ 1979 ロシア ]

### 難民救済に 尽くした作家

庇護国：日本・アメリカ

#### Alexandra Tolstoy

19世紀の文豪レフ・ニコラエビッチ・トルストイの娘として帝政ロシアに生まれたアレクサンドラ・トルストイは、自宅で父の教育を受け、トルストイの愛娘として17歳の時から父の秘書を務めた。彼女は結婚の申し込みを幾たびか断つてまでも、その若く知的なエネルギーを父の仕事に捧げ、後には非暴力や貧しい者の権利擁護といった父の信念を分かち合う同志となった。その信念に基づき、アレクサンドラは父の未発表原稿を編集し、出版の準備をした。また先祖から引き継いだ地所の3分の2を近隣の村の農民に分け与えようとした。第一次世界大戦中、アレクサンドラは1万人の子どもたちのために、学校や救援センターを設立、西部前線で看護婦の仕事に従事した。

1917年のボルシェビキ革命後のソ連

でアレクサンドラの世界は一転した。1920年には、反共産主義思想のために投獄され、過酷なことで有名なルビヤンカ刑務所で2か月を過ごし、時には数日間、水も与えられなかった。後にはモスクワ刑務所に移された。

釈放後、仕事に復帰し、トルストイ博物館館長を務めるかたわら、6年をかけて父の地所に学校や医療施設を建設した。しかし、自分が労力を捧げた学校に、政府の無神論プロパガンダが浸透するのを見るや、職場を離れる決意をした。

地位のある共産主義者の中にも、トルストイの思想には反対するものの彼を偉大な作家と崇め、アレクサンドラに同情し手助けを申し出る者もいた。アレクサンドラは親族や友人に危険が及ぶのを恐れ、ヨーロッパではなく遠い日本への

逃亡を選び、大阪で暮らすようにした。スパイに付け回されたりしたにもかかわらず、彼女は日本人を、大変親切な人々として、好意をもって記憶している。

日本に2年間滞在した後、アメリカに講師として招かれたアレクサンドラは、1930年、アメリカ西海岸に渡り、新しい拠点を発見する。ロシアで回想録を出版し、日本では父の生涯と思想について講演した彼女は、アメリカに渡りトルストイについてのみでなく、自らのソ連での体験を語り、書き続けた。彼女はアメリカの豊かさと寛容さに驚嘆し、1941年に米国籍を取得した。

1939年、ロシアからの難民である永年の友人と共にトルストイ基金を設立。基金の運営する定住センターは、ロシアや東側諸国からの難民を支援する聖域となった。彼女は終身その職を全うし、基金は戦争や政治的迫害を逃れてきた100万人以上の難民を支援、その活動は後にロシア以外からの難民にまで拡大した。アレクサンドラは1979年9月26日、ニューヨーク州で死去。その難民救済事業には多くの荣誉が与えられた。

## 難民支援募金に ご協力ください



UNHCR/J. Isaac

### ご支援の方法

#### 郵便局から募金を振り込む。

口座番号 00140-6-569575  
口座名 HCR協会

皆様からのご寄付は世界約120か国で活動するUNHCRが最優先とする地域での支援に使わせていただきます。通信欄に以下のようなご指定を記入していただくこともできます。

緊急ファンド：緊急事態に即応  
アフガン住宅再建：  
住宅再建プロジェクトへ

#### 次のような支援方法もあります。

寄付や会費に、郵便局の自動払込みを利用する。継続的なご寄付は着実に活動を実施するのに役立ちます。「助っ人会員」になって、地域の人々に支援を呼びかける。定期的に寄付する「プレジドナー」になる(ご指定の記念日にメッセージカードをお送りいたします)。ホームページからお申込みいただけます。また、ご連絡をいただければ資料を郵送いたします。

注)「緊急ファンド」の取り扱いについて 2001年10月以来、アフガン難民支援事業に充てられてきましたが、2003年からは再び「緊急時に速やかな対応ができるように蓄積しておく基金」とさせていただきます。

その他、詳細はお問い合わせください。



特定非営利活動法人  
日本国連HCR協会

Tel.03-3499-2450 Fax.03-3499-2273  
ホームページ <http://www.japanforunhcr.org>